

質問番号	質問項目	質問内容	回答
1	審査基準事項及び配点表	審査基準に「見積の妥当性」が60点で配点されていますが、この審査対象は利用料との維持管理に係る経費のみであり、導入に係る経費は上限内であれば審査対象外と捉えても問題ないでしょうか。それとも導入に係る経費は上限内でも、審査対象になりますでしょうか。その場合、導入に係る経費と利用料との維持管理に係る経費の60点の配点の内訳をご教示いただけますでしょうか。	審査基準の第11項は、導入経費を対象とします。この項目の目的は、導入経費だけでなく維持管理等の導入経費以外の経費についてもご説明いただき、総合的に判断しようとするものです。総合的に判断するため、内訳はありません。
2	様式書類	指定納付受託業務を行う協力会社と共同提案する場合、協力会社もウの業務実績とカの誓約書の提出は必要でしょうか。	実施要領の4 提案参加要件(1) 参加資格において、協力会社の参加資格はアからエまでを満たすこととしているところですので、誓約書の提出は必要ですが業務実績表の提出は必要ありません。
3	企画書提案書	企画提案書のページ数に制限はございますでしょうか。	自由にご提案いただけるよう制限は設けておりません。
4	企画提案書	プロポーザル実施要領の8(2)より、7月20日午後5時必着で、提出書類ア～オは正本を1部、副本を各15部提出するとありますが、9(1)キにて、「投影するものと同じ資料をプレゼンテーション開始前までに事務局に15部提出すること」とあります。提出する書類が投影する資料と同様の場合は、プレゼンテーション開始前に事務局に提出する必要はない認識でよろしいでしょうか。	プレゼンテーションの際投影する資料と企画提案書が同一である場合は、再度プレゼンテーションの資料をご提出いただく必要は、ありません。ただし、その旨を企画提案書をご提出いただく際に、企画財政課企画室にお伝えください。
5	プレゼンテーション	共同提案の際、代表事業者のみが出席し、協力会社の担当者が欠席となっても問題ないでしょうか。プレゼン及びご質問回答は、代表事業者ですべて対応いたします。	問題ありません。
6	プレゼンテーション	デモの際、審査員の方々に見ていただきやすいように操作動画をご用意し、プロジェクターにて投影したいと考えております。つきましては、事前に動画を事務局へご提出した方がよろしいでしょうか。	企画提案書と同様にご提出をお願いします。
7	仕様書5(4)共通事項	機材の故障時について、修理及び新規購入が必要になった際、無償でのご提供が必要でしょうか。もしくは貴町にて修理代金及び新規購入をいただけるのでしょうか。	修理可能な場合の修理代金、修理不能である場合の新規購入代金については吉岡町で負担することを考えています。ただ、保証の内容としてご提案いただけるものがあればご提案をお願いします。
8	仕様書5(4)共通事項	決済端末の代替機準備は、決済端末の特性上、代替機の準備ができかねます。(1台ずつ使用場所や利用先契約者をカード会社より審査登録している為)その為、故障時は、交換端末の到着を待っていただくか、予備機を設けていただくこととなります。決済端末の代替機準備は対象外でよろしいでしょうか。	予備機で対応が可能ということであれば、事業の継続性の観点から、予備機についてご提案いただきたいと考えております。そのうえで、選考委員会において判断していくこととなります。
9	仕様書7 指定納付受託業務について(3)と(9)	決済手数料の他、月額利用料や書類発行手数料が発生するのですが、そのまま記載してもよろしいでしょうか。	考えられる全ての経費を記載してください。
10	仕様書7 指定納付受託業務について(10)	入金明細は月まとめの情報となってしまいます。1件明細については、POS側より提供の情報からの確認でもよろしいでしょうか。	POS側で決済の詳細(決済ブランド、金額等)を確認することができれば問題ありません。
11	実施要領8(イ)a	「タッチパネルの設定方法及び設定可能な範囲」について下記ご教示ください。 ・【タッチパネル】は、職員様側の操作するタッチパネル若しくは住民様が触る画面のどちらを指しておられるか。 ・【設定方法及び設定可能な範囲】は、具体的にどのような内容をイメージされておられるか。 ※例：手数料マスタの編集等	タッチパネルは、使用者(住民)側、職員側の両方を指します。そのタッチパネルにおいて、利用する場所等に応じたカスタマイズ(主に職員側)が可能かどうかを確認しようとしています。例えば、「住民票の写し」のような画面上のボタンを設置をすることができ、いくつ設置できるのか、その変更等は容易か等についてご提案いただくことを想定しています。
12	仕様書7(9)	7 指定納付受託業務について (9)指定納付受託業務に必要な経費は、決済手数料の料率(税込)のほか、その他の経費についてもすべて含むこと。とありますが、料率積算のため、昨年度実績における年間取扱高の合計金額、及びその実績における想定のカッシュレスの割合をご教示ください。	令和4年度の実績は決算認定前で、数字が確定していないため令和3年度の決算の数字となりますが、キャッシュレス決済への対応を検討している手数料等の合計は、16,538千円です。キャッシュレス決済の割合ですが、令和5年度は1月からの開始を想定していることもあり、合計金額の0.4%を想定しています。その後、令和6年度は2.8%、令和7年度は5.4%を想定しています。

13	様式第5号業務実績表	業務実績のご提出として、POSシステムセミセルフレジを想定しておりますが、他に、キャッシュレス決済端末の実績の提出も必要となるかご教示ください。	実施要領の4 提案参加要件(1) 参加資格において、協力会社の参加資格はアからエまでを満たすこととしているところですので、誓約書の提出は必要ですが業務実績表の提出は必要ありません。
14	仕様書5(4)コ	5 調達機器 (4)共通項目(導入支援、保守及び保障)「キャッシュレス決済の修理等に時間を要する場合」の”時間を要する”は、1ヶ月程と考えていてよろしいでしょうか?	この項目は、事業を継続させるために必要な措置としてお示ししているものとなります。事業の継続性から、すぐに修理ができるもの以外は、「時間を要する」に当たると考えています。
15	仕様書について	7. 指定納付受託業務について (6) 収納金の納付に関して・・・①クレジットについては、VISAとJCBに分別して納付となり、同様に電子マネー・コード決済についても別途納付となるため、一括納付以外の形態での提案は可能か。	収納金に係る事務の軽減の観点から、本仕様を定めているところです。一括納付以外の方法で同等の代替案をご提案いただくことは可能と考えます。趣旨に沿った代替案として認められるかどうかは選考委員会において決定されることとなります。
16	仕様書について	7. 指定納付受託業務について (6) 収納金の納付に関して・・・②決済手数料徴収についてはシステム処理上、収納金から控除して納付する方式をとっているため、当該方式での提案は可能か。	収納金に係る集計事務の軽減と件数と金額の関係を把握しやすくするため、本仕様を定めているところです。歳入は歳入として受け、歳出は歳出としてお支払いしたいと考えているところですが、この方法以外の方法で、趣旨に沿った代替案をご提案いただくことは可能と考えます。代替案として認められるかどうかは選考委員会において決定されることとなります。